

## オールハザード対応の危機管理能力強化に向けた 教育・研修プログラムの開発と実装に資する研究

研究代表者 富尾 淳（国立保健医療科学院健康危機管理研究部 部長）

### 研究要旨：

行政機関における人材の育成について国内外の知見を収集・整理してとりまとめるとともに、国レベルの災害や健康危機に対応できる人材を育成するための研修プログラムおよびコンテンツのモデルを開発・試行することを目的とした。国内での既存の研修としては、DMAT や DHEAT などの災害時の保健医療活動の支援に関する研修のほか、感染症危機管理、原子力災害に関する研修プログラムなどが実施されていた。海外では米国、カナダ、英国などにおいて、あらゆるハザードを対象とした職位やレベルに応じた研修プログラムが数多く提供されていた。以上から、健康危機管理の基本要素をカバーしつつ、受講者の職位・レベルに応じたプログラムを構成すること、eラーニングやオンライン研修など異なる形式を組み合わせることで学習効果を高める工夫などが重要と考えられた。これらの知見をもとに、わが国の行政職員向けの研修プログラム案を考案した。プログラムの目的は、災害等の健康危機発生時に特に厚生労働省に求められる役割を理解するとともに、緊急時の組織マネジメントに必要な知識と考え方を習得することとし、下記で構成される eラーニング向けのカリキュラムを作成した（①災害・健康危機関連の計画・指針の概要、②災害・健康危機の基本原則、③厚生労働省対策本部の役割、④緊急時のリソース（人員・物資等）マネジメントの考え方、⑤災害・健康危機における情報収集・分析・共有、⑥職員の安全管理・健康管理、⑦現地対策本部・派遣（リエゾン）職員に求められる役割、⑧実際の災害・健康危機対応経験からの教訓）。カリキュラムは、防災業務計画や業務継続計画に沿ったものであり、災害対策本部の運用や自治体支援を効果的に行うための必須項目をカバーした内容となっているが、より実効性の高い人材育成体制構築のためには、継続的な研修機会の提供、訓練（演習）による効果の検証、職位や緊急時の役割に応じたカリキュラムの開発なども求められる。

また、今般の新型コロナウイルス感染症のパンデミックでは、検疫所においても通常の体制、リソースでは対応できない状況となったことから、国内の主要検疫所の担当者へのヒアリングを通じて、検疫所における危機管理体制や健康危機への対応の現状と課題を整理し、これを踏まえて検疫所職員向けの健康危機管理に関する研修内容を提案した。検疫所においても、平時より必要な研修・訓練を行い、有事に備えた検疫所の体制強化を目指していく必要がある。

### 研究分担者

齋藤 智也（国立感染症研究所・感染症危機  
管理研究センター・センター長）

近藤 久禎（独立行政法人国立病院機構本  
部・DMAT 事務局・次長）

丸山 嘉一（日本赤十字看護大学附属災害救  
護研究所・情報企画連携室・室長）

立石 清一郎（産業医科大学・産業生態科学  
研究所災害産業保健センター・教授）  
吉村 健佑（千葉大学・医学部附属病院・次  
世代医療構想センター特任教授）  
奥田 博子（国立保健医療科学院・健康危機  
管理研究部・上席主任研究官）

## 研究協力者

久保 達彦（広島大学・大学院医学医系科学  
研究科公衆衛生学・教授）  
高橋 晶（筑波大学・医学医療系・准教授）  
五十嵐 侑（産業医科大学・産業生態科学研  
究所災害産業保健センター・講師）  
飯田 英和（千葉大学・医学部附属病院・次  
世代医療構想センター）  
酒匂 赤人（国立国際医療研究センター・国  
府台病院）  
杳澤 夏菜（千葉大学・医学部附属病院・次  
世代医療構想センター）  
廣谷 らいら（国際医療福祉大学・医学部）  
寺谷 俊康（国立保健医療科学院・健康危機  
管理研究部）

## A. 研究目的

近年、新型コロナウイルス感染症のパン  
デミックや感染症流行下での自然災害発生  
等の複合的事案に加えて、国際的テロ組織  
等による物理的攻撃やサイバー攻撃、国家  
間の戦争といった安全保障及び人為的な脅  
威の蓋然性も高まる中、より複雑な災害・  
健康危機管理が求められている。

複雑な危機及び災害の対応は地方自治体  
だけでは完結せず、国が主体的に担うオペ  
レーションが発生する。また、国と地方、  
省庁・部局間の連携と調整、さらには国際  
社会との協調といった国の役割が重要とな  
る。既存の計画や手順書でカバーされない  
課題が多発する中で、機動的に本部組織を  
組み替えながら対応者の安全及び健康にも  
配慮しつつ、限られた時間の中で解決して  
いくことが求められる。国家として危機管

理や災害対応の原理・原則を理解し、関係  
法令や計画、指針、手順書等を、その範囲  
と限界を含めて熟知した上で、即応力を有  
する人材を質・量の両面から確保すること  
が急務である。

本研究は、行政機関における人材の育成  
について国内外の知見を収集・整理してと  
りまとめるとともに、厚生労働省本省や検  
疫所等における、国レベルの災害や健康危  
機に対応できる人材を育成するための研修  
プログラムおよびコンテンツのモデルを開  
発・試行することを目的とする。さらに、  
国内外の知見及び専門家の知見を踏まえて  
中長期的に危機・災害対応に強い人材を計  
画的に育成していくための体制についての  
提案も行う。

## B. 研究方法

### 1. 国内外の知見の収集・整理

#### 1) 既存プログラムの調査

国内の災害・健康危機管理に関する研  
修・訓練等のうち、歴史と実績を有し社会  
的に普及している主要なプログラムについ  
て情報収集し整理した。

#### 2) 関係機関の教育研修体制に関する調査

国内の災害・健康危機管理に関する研  
修・訓練等について、厚労省所管外の研修・  
訓練、自治体や教育研究機関、非営利組織  
等が実施する研修・訓練について情報収集  
し整理した。

3) 世界保健機関（WHO）、欧州疾病予防管  
理センター（ECDC）をはじめとする国際機  
関、および災害・危機管理に係る教育研修  
制度が整備されている主要国の担当機関等  
の研修・訓練プログラムについて、厚生労  
働省感染症危機管理専門家（IDES）関係者  
と連携して情報収集し整理した。

### 2. 研修プログラム・コンテンツの開発

上記1、2で収集・整理した国内外の情報をもとに、研修プログラム・コンテンツの開発を試みた。

### 3. 検疫所における健康危機管理と今後の人材育成のあり方

検疫所における危機管理体制や新型コロナウイルス感染症等の健康危機への対応の現状と課題について、主要国際空港およびクルーズ船対応を行った海港を所管する検疫所または支所（成田空港検疫所、東京検疫所羽田空港検疫所市支所、名古屋検疫所中部空港検疫所支所、関西空港検疫所、福岡検疫所福岡空港検疫所支所、那覇検疫所本所および那覇空港検疫所支所、横浜検疫所）の担当者に対してヒアリング調査を行った。ヒアリング結果から、よかった点と課題を抽出し、今後に向けた改善点として挙げられた意見を整理した。これらを踏まえて研究班内で検討し、検疫所職員（管理監督者および全職員）を対象とした健康危機管理研修に含めるべき内容を整理した。

（倫理面への配慮）

各種法令や「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」を含めた各種倫理指針等を遵守した。検疫所のヒアリング調査については、千葉大学大学院医学研究院倫理審査委員会に照会し、同委員会により「倫理審査は不要」と判断された。

## C. 研究結果と考察

### 1. 国内外の知見の収集・整理

#### 1) 既存プログラムの調査

国内の厚生労働行政関連の既存プログラム概要は下記の通り。

#### ① DMAT 関連研修・訓練

DMATの質の維持及び向上を図るため、厚生労働省により、標準化された研修・訓練の実施及びDMATを構成する要員の認証・登録制度が定められており、DMAT事務局がこれを運営している。

DMAT事務局では、研修の他、政府総合防災訓練やDMATブロック訓練、各都道府県における災害対策訓練の各種訓練の企画・運営も実施している。DMATは、隊員養成研修を修了し隊員として登録された後も、技能維持研修の受講が義務付けられている。また、技能維持研修の実施・指導に隊員（インストラクター、タスク等）が関与する体制となっており、隊員登録者の持続的な技能の維持・向上、隊員間の関係構築を実現している。

#### ② DHEAT 研修

DHEATの研修・訓練の実施についてはDHEAT活動要領に位置付けられており、以下の3系統の研修が行われている。

##### (1) 保健所災害対応研修（DHEAT基礎編）

目的：DHEAT構成員の養成

目標：DHEATとして、保健所の受援を中心とした対応ができる。

##### (2) DHEAT標準編研修

目的：DHEAT構成員の資質の向上、指導者の養成

目標：DHEATとして派遣先で中心的な活動ができる。指導者としてDHEAT研修の企画立案・実施ができる。

##### (3) 統括DHEAT研修

目的：統括DHEATの養成・資質の向上

目標：災害が発生した際に、保健医療福祉調整本部の設置やその強化、被災保健所との連携強化や受援、及びそれらのための平時の活動を行うことができる。

#### ③ 感染症関連研修

長期のものとしては、国立感染症研究所の実地疫学専門家養成コース（FETP-J）があるが、短期のものとしては、感染症危機管理研修会（国立感染症研究所）、感染症集団発生対策研修（国立保健医療科学院）が実施されている。新型コロナウイルス感染症等対応人材として導入されたIHEATについて、令和5年からは法的に恒常的な取り組みとして位置づけられたことから、都

道府県・保健所設置自治体が連携し研修等の人材育成が進められている。

#### ④ 日本赤十字社／国際赤十字・赤新月社連盟の研修

日本赤十字社では、国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）の枠組のもとで、危機対応に向けた人材育成が行われている。危機対応のコア・コンピテンシー枠組が設定されており、20のコンピテンシーが下記の4つのカテゴリーに分類されている。

- 1) 赤十字・赤新月社のコンピテンシー
- 2) オペレーショナルコンピテンシー
- 3) 分野横断的なコンピテンシー
- 4) 行動的なコンピテンシー

さらに、コンピテンシーには4つの階層（tiers）があり、それぞれに指標が設定され、各階層は下位の階層で設定された指標を基に構築されている。赤十字では以上の枠組に沿った形で人材育成に向けた研修およびラーニングパスが整備されている。

#### ⑤ 危機管理対応者の健康管理に関する研修

安全対策は、危機対応の主要な要素として認識されているにもかかわらず、実務上は軽視されがちな傾向があった。近年では、産業医科大学産業生態科学研究所災害産業保健センターなどが中心となり、保健所リーダーシップトレーニングや保健所長会の研修等で災害・健康危機対応における健康問題とその予防・対応についての研修が行われている。

#### 2) 関係機関の教育研修体制に関する調査

厚生労働省関連以外の省庁等による危機管理研修については、下記のものなどが実施されている。

##### ① 内閣府

###### (1) 防災スペシャリスト養成研修

国や地方自治体の職員を対象として、大規模広域な自然災害に的確・迅速に対処できる人材や国と地方の間のネットワークを

形成する人材の育成を図ることを目的として実施されており、「OJT研修」、「施設研修」、「地域防災リーダーの育成」の3つの柱で構成されている。

###### (2) 原子力防災研修

原子力防災研修事業として、地方自治体等の防災業務関係者に原子力防災対策指針の防護措置の考え方の理解、原子力災害時の対応力の向上を目的として、原子力防災基礎研修、住民防護活動要員専門研修等の研修を実施している。

##### ② 原子力規制委員会

原子力規制委員会職員の人材育成の強化を目的として、原子力安全人材育成センターが設置されており、職員を対象とした多くの研修が整備されている。職員研修は、新規採用職員向けの知識・技能等の基礎を習得するための研修のほか、各階層（係長級、補佐級等、総合職向け等）に対応する階層別の研修を実施している。

##### ③ 自衛隊

自衛隊の教育訓練は、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊それぞれの訓令により規定されている。大きく基本教育と錬成訓練により構成され、基本教育は階級別に構成されている。例えば陸上自衛隊では、幹部を対象とした教育課程として、幹部初級課程、幹部上級課程、幹部特修課程、指揮幕僚課程、幹部高級課程などが設置されている。上級幹部の教育を目的とした指揮幕僚課程、幹部高級課程は、それぞれ下位の課程の修了または相応の能力があると認められた者が受講対象となっており、師団等以上の部隊運用に必要な防衛学等の知識、技能の習得が目的とされている。指揮幕僚課程の履修期間は1年以上に及ぶ。海上自衛隊、航空自衛隊においても、名称や内容、履修期間に違いがあるものの、同様の教育訓練体制が整備されている。

###### 3) 海外の知見の収集・整理

##### ① 米国

連邦緊急事態管理庁(FEMA)の関連機関である、Center for Domestic Preparedness (CDP)、Emergency Management Institute(EMI)、National Training and Education Division (NTED)により、危機管理に関するさまざまな研修プログラムが提供されている。

#### (1) CDP

アラバマ州アニストンにある研修施設で、1998年に設置された。連邦政府、州・地方政府の職員、外国政府、民間団体等に対して、事前準備、保護、対応に関するオールハザードの危機管理研修を、主にオンラインで実施している。危機管理、救急医療、消防、行政、危険物取扱、保健医療、法執行機関、公衆衛生、公共安全コミュニケーション、公共事業、農業、教育、市民/コミュニティ・ボランティア、情報技術、警備・安全、捜索・救助、輸送の17種類の専門分野に関する訓練を行っている。

#### (2) EMI

メリーランド州エミッツバーグのNational Emergency Training Center (NETC)の敷地内にあり、あらゆる災害・緊急事態に準備・対応し、米国民への影響を軽減するために、さまざまなレベルの政府関係者の能力を向上し、国土安全保障省とFEMAの目標達成を支援することを目的としている。国家対応枠組や国家インシデントマネジメントシステムといった既存の枠組のもとで、緊急時に複数の機関が連携することを重視し、オンラインや現地での数多くのコースを提供している。

#### (3) NTED

州や地方のファーストレスポnderを対象に、危機管理、救急医療、消防、行政、危険物取扱、保健医療、法執行機関、公衆衛生、公共安全コミュニケーション、公共事業の10の専門分野に関する研修を行っている。

### ② カナダ

カナダ公衆衛生庁 (PHAC) が Laboratory Biosafety and Biosecurity と Health Emergency Management に関する行政官向けのeラーニングのポータルサイト

(<https://training-formation.phac-aspc.gc.ca/?lang=en>) を提供している。受講にあたっては、パスコード (enrolment key) が必要なものが多いが、一部はオープンとなっている。

### ③ 英国

英国では、民間非常事態法 (2004年) に基づき、Emergency Preparedness, Resilience and Response (EPRR) と呼ばれる危機管理の基本的な枠組が整備されており、行政機関や関係機関はこれに基づいた準備・対応が求められている。国民保健サービス (NHS) で危機管理を担当する職員に対しては、Health Emergency Preparedness, Resilience and Response (HEPRR) と呼ばれるコースが王立公衆衛生協会により提供されている。コースは8単位で構成されており、全て受講する Diploma コース (450時間)、5単位受講する Certificate コース (270時間)、1単位のみ受講する Award コース (70時間) の3つが設定されている。研修の企画運営と資格の授与は英国健康安全保障庁 (UKHSA) が実施している。

危機管理全般に関する教育研修機関として、内閣府 (Cabinet Office) が所管する Emergency Planning College という施設があり、国・地方の行政官向けの研修プログラムを多数提供している。

### ④ イスラエル

イスラエルは、ユダヤ教徒を中心に男女共に徴兵制を有しており、国民の多くが軍隊等での訓練を受けている。災害や健康危機への対応は、イスラエル国防軍のうち民間防衛軍 (Home Front Command)、イスラエルの赤十字に相当する Magen David Adom (MDA) が担う。両組織とも、退役後も予

備役として登録する国民が多く、継続的な研修・訓練が実施されている。

わが国では、主に保健医療従事者や地方行政職員向けに、災害時の緊急対応を目的とした研修が多数実施されている。習熟度に応じてレベル分けされている訓練体系も多いが、支援組織・団体の活動をベースとした研修体系が個別に構築されている状況であり、研修プログラム間の教育内容の標準化は行われていない。また、DMATをはじめ、資格の付与・更新を条件とした、技能維持のための研修・訓練が実施されているものもあるが、DHEAT研修のように、基本的には単回受講となっているものも少なくない。日本赤十字社の研修体系は、求められるコンピテンシーと階層が定義され、ラーニングパスを用いた体系的な人材育成が行われていた。

国家公務員を対象とした研修プログラムは、自治体職員や医療従事者と比べると少なく、原子力関係業務、自衛隊など特定の機関・職種に限定されている。内閣府の防災スペシャリスト養成研修は、幅広い対象者を想定しているが、受講自体は任意である。

これに対して米国、英国などでは、国家公務員も受講可能な体系的な研修枠組みが構築されている。これには、個々の職位に求められる危機管理のスキルの水準が定められていること、米国の国家インシデントマネジメントシステム（NIMS）のように、国家標準の危機管理枠組が定められていることも要因と考えられる。

## 2. 研修プログラム・コンテンツの開発

国内外の研修プログラムの現状から、危機管理の基本的な要素をカバーすること、職位別に求められる機能を設定すること、eラーニングや集合研修など複数の媒体を組み合わせて研修効果を上げること、などが

重要であることが認識された。これらの知見を踏まえて、厚生労働省等の職員向けの研修（仮題「厚生労働省災害等危機管理研修」（eラーニング））として、下記のプログラムを考案した。

1) 研修の目的：危機管理において厚生労働省内で主要な役割を担うことが期待される関係部局の管理職を対象として、緊急時の組織マネジメントに必要な知識と考え方を習得すること。

2) 研修の対象：災害・健康危機対応に従事しうる部門の職員（健康危機管理調整会議構成員等）を優先的に対象とする

3) 一般目標・到達目標

①一般目標：災害等の健康危機発生時に厚生労働省に求められる役割を理解するとともに、緊急時の組織マネジメントに必要な知識と考え方を習得すること。

②到達目標：法令・制度の理解や組織体制、近年課題となっている複合災害対策やスタッフの安全・健康などを中心に9項目の目標を設定した。

(1) 健康危機管理に関する計画・指針等の位置付けと概要、各計画・指針等に基づいた健康危機発生時の組織体制について説明できる。

(2) 複合災害発生時の対策本部、組織体制の現状と課題について説明できる。

(3) 災害・健康危機対応に求められるリーダーシップと組織マネジメントに必要な要素について説明できる。

(4) 戦略と戦術の考え方について説明できる。

(5) 災害・健康危機対応において厚生労働省に求められる多機関連携と総合調整について説明できる。

(6) 災害・健康危機管理におけるリソースマネジメントの考え方について説明できる。

(7) 災害・健康危機管理において留意すべき職員の安全・健康上の課題を理解し、安

全管理・健康管理の考え方について説明できる。

(8) 災害・健康危機管理において重要となる情報収集・分析・共有の目的と意義について説明できる。

(9) 現地対策本部および派遣（リエゾン）職員に求められる役割について説明できる。

#### 4) 研修の評価

受講後のアンケートにより、目標の達成状況、満足度等について評価を実施する。

#### 5) カリキュラム概要

下記の講義によりカリキュラムを構成した。なお、研修の方法は資料を用いたeラーニング(20分程度の座学を8回分)とした。

#### ① 災害・健康危機関連の計画・指針の概要

- 健康危機管理基本指針、防災業務計画、業務継続計画、国民保護計画等の位置付けと概要
- 各計画・指針等に基づいた本省、地方厚生局、関係機関等の組織体制
- 地方自治体、関係機関との連携体制
- 複合災害（マルチハザード）への対応の現状と課題

#### ② 災害・健康危機の基本原則

- リーダーシップとマネジメント（インシデントマネジメントシステム（IMS）の考え方）
- 戦略（上位本部）と戦術（下位本部）の考え方
- 多機関連携と総合調整の本質

#### ③ 厚生労働省対策本部の役割

- 厚生労働省対策本部の役割
- 本部立ち上げ（アクティベーション）の判断のポイント
- 各機能班等の設置に関する考え方
- 対策本部の物理インフラ

#### ④ 緊急時のリソース（人員・物資等）マネジメントの考え方

- 対策本部等に求められるヒト・ハコ・モノとその確保
- リーダーシップ意義と考え方

- サージキャパシティの確保に向けて

#### ⑤ 災害・健康危機における情報収集・分析・共有

- 情報収集の意義と目的（何のための情報・報告か？）
- 情報（インフォメーション）とインテリジェンス（J-SPEEDの活用事例と可能性など）
- 状況把握（situational awareness）と共通認識の構築（common operating picture）

#### ⑥ 職員の安全管理・健康管理

- 災害・健康危機対応において注意すべき安全・健康上の課題
- 職員の安全管理・健康管理の考え方
- 安全管理・健康管理に有用な対策・リソースなどの紹介

#### ⑦ 現地対策本部・派遣（リエゾン）職員に求められる役割

- 現地対策本部の目的と役割（被災自治体への効果的・効率的な支援のために）
- 被災自治体における災害等健康危機管理体制の概要と最近の動向（能登半島地震対応を踏まえた厚生労働省現地派遣職員と被災都道府県（保健医療福祉調整本部）との連携のあり方など）
- 現地対策本部構成員、派遣（リエゾン）職員に求められる能力と準備

#### ⑧ 実際の災害・健康危機対応経験からの教訓

- リエゾン業務のポイント
- 国の立場を活かした支援のポイント

研修プログラムの開発にあたっては、国内外の研修プログラムの内容や危機管理の基本的な考え方を考慮した。大規模災害や新興感染症等のパンデミックなどを想定し

て、厚生労働省とその職員に求められる役割を明確にした上で、基本的な考え方を解説した。一般的な内容となっているが、厚生労働省職員や自治体職員の意見も踏まえて、現場の課題解決につながる内容となるよう配慮した。研究期間中に発生した令和6年能登半島地震では、被災した石川県等に対して厚生労働省からも多くの職員が派遣され支援に従事したが、この経験も踏まえたカリキュラムも用意した。

なお、今回開発した研修資料については、厚生労働省の職員向けの内容となっており、非公開である。当初、研修を通じた職員のフィードバックを踏まえて、内容の評価と改善を行うことを計画していたが、対象となる職員が能登半島地震の対応に従事していたため、研究期間内に実施ができなかった。評価については、今後改めて実施する予定である。

講義はいずれも災害・健康危機管理の専門家によるものであり、必須事項をカバーしたものとなっているが、20分程度の座学用の資料が8回分であり、単回受講での効果は限定的であることが想定される。定期的なカリキュラムのアップデートとともに、繰り返し受講することで教育効果が期待される。また、習得した知識や技術を組織全体として検証するために、実践的な訓練(演習)を定期的実施し実効性を高めることも必要である。なお、今回は1つのカリキュラムを開発したが、職位や危機対応において求められる役割に応じた段階的なカリキュラムの提供も有用と考えられる。

### 3. 検疫所における健康危機管理と今後の人材育成のあり方

7か所の検疫所または支所の担当者を対象としてヒアリングを実施した結果の概要を以下に示す。

1) 検疫所における危機管理体制や新型コロナウイルス感染症等の健康危機への対応の現状と課題について

#### ① マニュアル等について

すべての検疫所において、「検疫業務実施要領」や「新型インフルエンザ対策ガイドライン」を元に、新型インフルエンザ等の感染症大規模流行を想定したマニュアルを作成していた。しかし、新型コロナウイルス感染症のパンデミックほどの大規模流行を想定したものではなかった。

#### ② 組織人員体制について

新型コロナウイルス感染症対応においては、幹部職員も含めほぼ全員が現場対応も行う状態であり、流行ピーク時は、期間業務職員や他検疫所職員、民間企業の職員の協力も得て対応した。5空港においては新型コロナウイルス感染症流行を経て検疫の人員体制が見直され、以前よりも職員数が増加した。

#### ③ 人員確保について

応援職員の要請のタイミングや応援職員への業務内容の説明等が課題として挙げられた。

#### ④ 物資調達について

準備していた備蓄量を超える検査数や応援人員数となり、初期は防護服や検査スワブ等が不足し、フェイスシールドやN95マスクを使い回す状況であった。医療機関への調達が優先であったこともあり検疫所では入手に難航したこともあった。

#### ⑤ 設備について

検査スペースや検査結果を待つスペースの用意については空港管理会社と協議し、協力を得ることができた。陰性待機・陽性者療養施設なども重要である。

2) 国・自治体・医療機関との連携

#### ① 国との連携

厚労省本省との連携は国の水際対策の方針を知る上で重要であった。

#### ② 都道府県等自治体との連携



都道府県として隔離搬送先の病床確保の司令塔を担っていた自治体では、検疫所が個別に医療機関と調整する必要がなかった。他検疫所においてもデルタ株・オミクロン株による流行期以降は県の担当部署と連携し、陽性者の入院要請を行うことができた。特にデルタ株流行時は療養中に重症化するケースが多かったため、検疫所と自治体の連携は重要であった。

### ③ 医療機関との連携

日頃から訓練や協議会を通して契約医療機関と連携をとっていたため、感染症の流行初期ではスムーズに入院調整ができた。待機・療養施設には、24時間体制で医療職員を確保できたところとできなかったところがあった。

### ④ 民間企業等との連携

毎日～月1回の頻度で航空会社や検査会社、搬送会社等とミーティングを行い、水際対策の変更や検疫動線について理解を得る上で重要であった。

#### 3) 人材育成プログラム

### ① 今後求める人材育成プログラムの内容

検疫所職員に対して求められる人材育成プログラムの内容として、以下のようなものが挙げられた。

- 暴言・暴力への対応
- メンタルヘルスケア
- リーダーシップ・チームビルディング
- 管理職研修
- 外国人対応

### ② 今後求める研修・訓練のしくみ

各検疫所で研修・訓練を組み立てているため、職員の習熟度やスキルレベルにバラつきがある。有事の際の検疫業務は、検疫所単独では完結しないため、多機関を含めて全国統一の研修・訓練があるとよい。

以上から、検疫所等の管理監督者は、有事における組織体制全般について次に挙げ

る項目について理解し実践できるように準備しておくことが望ましいと考えられた。

- 1) 有事の組織体制の考え方（対策本部の設置など）
- 2) 多機関連携
- 3) 応援の考え方
- 4) 有事における広報
- 5) 有事における安全衛生管理（メンタルヘルスケアを含む）
- 6) 厚生労働省企画・検疫課、各検疫所長を結ぶネットワーク構築

また、既存の技術的な研修に加えて、コミュニケーション等のノンテクニカル・スキルやストレスマネジメントの向上を図ることが重要と考えられる。このようなスキルは職位・職種を問わず求められるものであり、全職員を対象として研修が提供されることが望ましい。今後に向けた改善点として挙げられた意見をふまえ、以下の項目についても手引き等を作成し体制整備を進めることが重要と考えられた。

- 1) 有事の体制づくり
- 2) 専門性の高い職員支援
- 3) デジタル化の推進
- 4) 研修・訓練のPDCAサイクルの回し方

## D. 結論

国内外の災害・健康危機管理に関する教育・研修プログラムの情報収集を行い、これをもとに、厚生労働省の職員を対象とした研修プログラムのモデルを作成した。カリキュラムは、防災業務計画や業務継続計画に沿ったものであり、災害対策本部の運用や自治体支援を効果的に行うための必須項目をカバーした内容となっているが、より実効性の高い人材育成体制構築のためには、継続的な研修機会の提供、訓練（演習）による効果の検証、職位や緊急時の役割に応じたカリキュラムの開発なども求められる。

また、新型コロナウイルス感染症に対する検疫所の対応の概要と課題を整理し、これを踏まえて次の有事に向けて検疫所で必要とされる研修・訓練の内容について提案した。今後は、具体的な研修・訓練プログラムを作成・実施し、検疫所における持続的な体制強化を目指していく必要があるだろう。

特になし  
3. その他  
特になし

謝辞 本研究の実施にあたりご協力いただいた国内外の関係者の皆様に感謝申し上げます。

#### D. 健康危険情報

該当なし

#### E. 研究発表

##### 1. 論文発表

立石清一郎, 五十嵐侑. 災害と産業保健. 産業医学レビュー 2023; 35(3): 125-142.

##### 2. 学会発表

近藤久禎. 人材育成の過去、現在、そして未来～指揮官育成～. 第 28 回日本災害医学会総会・学術集会 (2023 年 3 月)

丸山嘉一. 人材育成の過去、現在、そして未来～指揮官育成～: 赤十字・赤新月社の人材育成について. 第 28 回日本災害医学会総会・学術集会 (2023 年 3 月)

冨尾淳. 災害時の保健医療福祉調整本部に関する過去、現在と未来- 健康危機管理センター設立に向けて 行政職の指揮調整能力強化に向けた人材育成の課題と展望: 海外の人材育成プログラムを参考に. 第 28 回日本災害医学会総会・学術集会 (2023 年 3 月)

#### F. 知的財産権の出願・登録状況

##### 1. 特許取得

特になし

##### 2. 実用新案登録